

南極地域活動計画確認検討委員委嘱及び意見聴取要領

制定 平成23年8月9日
改正 平成24年9月5日
自然環境局

第1 目的

本要領は、南極地域の環境の保護に関する法律（以下「法」という。）第8条第3項に基づく南極地域活動計画の確認等に際して、活動計画が南極地域の環境の構成要素に及ぼす影響等を的確に判断し、南極地域の環境の保護を図るため、法施行規則第14条の規定による南極地域に関し学識経験のある者への南極地域活動計画確認検討委員（以下「確認検討委員」という。）の委嘱及び法第8条第4項の規定による確認検討委員への意見聴取について必要な事項を定めるものである。

第2 確認検討委員の委嘱

確認検討委員は、以下の観点から環境大臣が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 南極の環境要素（生物、地形等）に関し学識経験のある者
- (2) 南極地域での観測活動に関し学識経験のある者
- (3) 自然環境の環境影響評価に関し学識経験のある者

第3 意見聴取の手続

法第8条第4項の規定に基づく確認検討委員への意見聴取は、以下の手続により行う。

- (1) 環境大臣は、自然環境局長に確認検討委員の会合（以下「委員会」という。）を開催させ、意見を聴取させる。
- (2) 委員会は、自然環境局長が議長として主宰する。
- (3) 委員会の聴取対象は以下のとおりとする。
 - ① 南極地域活動のうち、南極環境影響評価実施要領（平成9年10月8日環境省告示第57号）に定める初期的環境影響評価及び包括的環境影響評価を要するもの。
 - ② ①のほか南極地域活動計画のうち必要なもの。
 - ③ ①及び②のほか南極地域の環境の保護に関する事項のうち必要なもの。
- (4) (3)の座長は、委員会の終了後遅滞なく委員会で述べられた意見について記載した書面を作成し、確認検討委員の確認を得る。
- (5) (4)により作成された書面をもって、法第8条第4項の規定に基づき聴取された確認検討委員の意見とする。
- (6) 議長は、自然環境局長の代理として、自然環境計画課長が務めることができる。

第4 会議の公開

- (1) 委員会は原則として公開するものとする。なお、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらす

おそれがある場合には非公開とするものとする。

- (2) 座長は、委員会の公開に当たり、委員会の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課すことができる。
- (3) 公開した委員会については資料及び会議録を公開するものとする。
- (4) 非公開の委員会については資料及び議事要旨を公開するものとする。